

○浅麓環境施設組合一般職の職員の給与に関する条例

昭和39年3月19日

条例第3号

改正 昭和41年3月4日条例第3号

昭和57年10月1日条例第1号

令和5年2月13日条例第4号

浅麓環境施設組合一般職の職員の給与については、小諸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年小諸市条例第26号）を準用する。

この場合において、「市長」とあるのは「組合長」と、別表第2のうち次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

5級の項	1 課長補佐の職務	1 所長補佐の職務
6級の項	1 課長の職務 2 主幹の職務	1 所長の職務 2 次長の職務 3 主幹の職務 4 技幹の職務
7級の項	1 部長の職務 2 参事の職務	所長の職務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月13日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。